

入札参加資格登録業者 各位
（「建設工事」「工事関係委託」ご登録の方）

会津若松市長 室井 照平
（公印省略）

建設工事等に係る各種制度改正について（通知）
このことについて、次のとおりといたしますのでお知らせいたします。

1 建設工事等に係る前払金率等の被災地特例延長について

(1) 前払金の割合に係る特例

国は、東日本大震災の被災 3 県における適正な施工等の確保を目的として、平成 23 年度より工事及び工事関係委託（測量設計等）に係る前払金の割合を引き上げる特例を講じてきたところであり、本市においても同様の取り扱いとしてきました。

令和 5 年度においても国において上記特例が延長されるため、令和 4 年度同様、前払金の割合を工事が 4.5 割、工事関係委託が 3.5 割とするものです。

なお、令和 6 年度以降は特例を廃止する（工事が 4 割、工事関係委託が 3 割）予定である旨が国より通知されていることを申し添えます。

【変遷】

原則	⇒	平成 23 年～ 令和 3 年度 (特例)	⇒	令和 4 年度 令和 5 年度 (特例継続)	⇒	令和 6 年度～ (特例廃止予定) ※原則通り
工事：4 割		工事：5 割		工事：4.5 割		工事：4 割
工事関係委託： 3 割		工事関係委託： 4 割		工事関係委託：3.5 割		工事関係委託：3 割

(2) 前払金の使途の特例について（市工事請負契約約款の一部改正）

工事における前払金の使途拡大については、国に準じ、本市においても継続します。

<参考>

○対象となる前払金

令和 6 年 3 月 31 日までに新たに契約を締結する案件（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、令和 6 年 3 月 31 日までに払出しが行われるもの。

○使途拡大の内容

前払金の使途について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します（ただし、充当可能額は、前払金額の 100 分の 25 まで）。

2 市工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）運用基準の一部改正について

(1) 趣旨

昨今の急激な資材価格高騰を踏まえた国及び県の単品スライド条項の運用の一部改正に準じ、本市工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の運用基準を一部改正しました。

改正により、受注者が実際に購入した金額を用いてスライド額を算定する等、より実勢に沿った対応が可能となりました。

(2) 改正概要

現行の取扱いに加え、以下の運用を可とします。

① 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とします。

② 鋼材類については、特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とします。

(3) 施行期日

令和5年4月1日

なお、同日付で「請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用基準（平成21年2月26日決裁）」を廃止し、本基準に統合します。

3 余裕期間制度の拡充（試行）について

(1) 趣旨

国が進める「公共工事の施工時期の平準化」の取り組みの1つとして挙げられている「余裕期間の設定」の取り組みを拡充し、柔軟な工期設定を行うことにより、応札者数減少状況の改善及び入札不調件数の減少を図ります。

(2) 概要

① 国が示す3つの余裕期間制度について試行導入します。余裕期間は最大90日とします。

現行：「任意着手方式」のみ導入

試行：「発注者指定方式」「任意着手方式」及び「フレックス方式」の3制度を導入

② 余裕期間制度適用工事についても、現場着手前（契約締結後）の工事前払金請求を可とします（従前は現場着手後に請求可）。

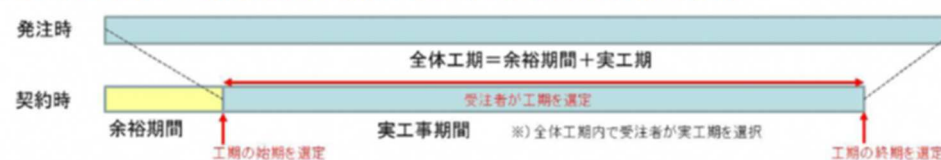
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



(国土交通省資料より)

(3) 施行期日等

令和5年5月1日から施行し、同5月15日以降に契約を締結する工事から適用します。

なお、試行要綱の制定に伴い、従前の会津若松市余裕期間設定工事要領（平成29年2月8日決裁）を廃止します。

【事務担当】 総務部契約検査課入札契約グループ（電話：0242-39-1217）